

第20回全国シェルターシンポジウム2017 in 東京 大会アピール

1998年の札幌を皮切りに開催されてきた「全国シェルターシンポジウム」は、今年、記念すべき第20回大会を迎えました。この20年、ジェンダー犯罪としての暴力を根絶することが、女性の人権の確立、男女平等社会の実現に不可欠な課題であるとの認識のもと、私たちは、困難からたちあがる当事者とともに、回復・生活再建までの支援業務をにない、暴力の根絶をめざす活動を推進してきました。DV防止法の制定と三次にわたる改正、及び、ストーカー規制法や刑法の改正など関連諸法律の改正、当事者の回復に必要とされる諸制度の運用改善、人材育成、社会啓発活動など、あらゆる領域にわたる取り組みをすすめてきました。

DV相談支援センターや警察への相談が増え続け、DV被害者支援施策が拡充され、性暴力ワンストップセンターが全国に設置されようとしている現在、どこかにアクセスすることができれば、何らかの支援につながる道は広がったかのようにみえます。

しかし、依然として多くの女性たちは声を上げることすらできず、支援につながらないまま、被害実態は潜在化し、DV・性暴力犯罪は軽減することなく、被害当事者にとっては、深刻かつ過酷な状況が続いています。

また、性暴力犯罪被害が若年層に集中し、JKビジネスやアダルトビデオ被害など、性的搾取にさらされている若い女性たちの存在が急浮上しています。子ども、若年女性への回復支援は緊急の課題となっていますが、支援システムは脆弱なままといわなければなりません。

被害当事者は、いまだに、「相談できない」、「訴えられない」、「逃げられない」、状況の中で生命を脅かされ、人生を奪われています。それは、社会全体の暴力的傾向が強められていること、および、ジェンダーの縛りがきつくなっていることと無関係ではありません。

私たちは、暴力のない社会の実現に向けて新たな歩みを刻むことを決意し、以下の通り要望いたします。

- 一、私たちは、女性や子どもに対する暴力のない社会の実現を目指し、包括的な「性暴力禁止法」の制定を求めます。
- 一、私たちは、DV・性暴力被害者の回復支援と人権救済システム確立の法的根拠となる「性暴力被害者支援法」の制定を求めます。
- 一、私たちは、「DV・性暴力被害者回復支援センター」および「女性・子どものための中長期回復支援センター」を、都道府県に一か所以上設置することを求めます。
- 一、私たちは、困難を抱える若年女性に対応する支援システムの構築を求めます。
- 一、私たちは、改正刑法の残された課題について、被害当事者および支援関係者の提案を尊重し、性暴力被害の実態に即した抜本的改正を求めます。
- 一、私たちは、緊急保護命令の導入、加害者に対する不処罰を終焉させるためのDV罪の新設、子どもやいわゆる「デートDV」等を含めた法の対象拡大など、DV防止法の抜本的改正を求めます。
- 一、私たちは、当事者支援の担い手である民間サポートグループおよび性暴力救援センター等に対して、国の責任による財政支援の確立を求めます。
- 一、私たちは、女性支援の根拠法とされてきた売春防止法の婦人保護事業を見直し、あらゆる女性のニーズに対応できる総合的支援の枠組みと国際基準に沿った法的根拠の整備を求めます。

2017年10月1日

第20回全国シェルターシンポジウム2017 in 東京 参加者一同